



富士市公告第 37 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 24 日

富士市長 小長井 義正

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	大字	森林面積	森林所有者件数	筆数	備考
1	旧富士川町域①	木島 南松野 岩淵	32.8767 ha	78 件	273 筆	整理番号 F4-001～F4-130 内
2	須津山地区	川尻 中里 富士岡	22.5711 ha	43 件	134 筆	整理番号 S4-004～S4-084 内
3	大淵・内山地区	大淵	28.8152ha	39 件	178 筆	整理番号 集 04-03～集 04-68 内
4	旧富士川町域②	南松野	11.5612 ha	31 件	75 筆	整理番号 M007～M330 内

2 縦覧場所

富士市林政課（富士市役所庁舎 5 階）

※富士市ホームページにて閲覧できます。

(リンク先 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0709/rn2ola0000026p3b.html>)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が富士市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。